

第2回市民会議での意見及び回答

No.	意見	回答
1	<p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換費用の助成金の増額、新設補助の再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道計画区域が大きく削減となるようだが、その区域の汚水処理は浄化槽でということになる。行政としては、下水をやめて終わりではなく、浄化槽での整備を進めるべきである。徳島市の浄化槽はトイレのみの汚水処理を行う単独処理浄化槽が65%程占めており、台所、風呂場、洗濯の排水等すべての汚水が処理できる合併処理浄化槽への転換を推進すべきである。 ・汚水処理人口普及率向上のため、浄化槽新設補助の再開を検討してはどうか。 	<p>本市では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、転換補助や単独槽の撤去補助を行っており、さらに、H31年度から単独から合併への転換に伴う宅内配管工事の補助を新たに設けるなど、汚水処理人口普及率の向上に向け、積極的に取り組んでいるところです。</p> <p>加えて、H13年度以降、単独処理浄化槽の新設が禁止となり、合併処理浄化槽の設置が義務付けられたことから、新設補助に代わる上記施策を推進していきます。</p>
2	<p>浄化槽の維持管理費用に対する助成制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道料金に比べ、浄化槽を適正に管理する（保守点検、清掃、法定検査）と多額の費用がかかるため、不公平とならないよう、助成制度により負担額の均衡を図る。 （標準的な1世帯で年間約5万円 センター試算） 	<p>現時点では、下水道処理に比べ、浄化槽処理の維持管理費が割高になっていますが、下水道事業を維持していくためには、下水道使用料の見直しが必要な状況であり、人口減少が進めば、さらに1世帯あたりの負担を引き上げていく必要があります。浄化槽の維持管理費用を助成については、今後の下水道使用料改正の見通しや他都市の状況などをふまえ、検討したいと考えています。</p>
3	<p>徳島市管理施設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市自らが範を示すことにより、市民への強いメッセージとなる（普及啓発） 	<p>市管理の公共施設で単独浄化槽が残っているものについては、浄化槽の耐用年数や施設本体の大規模修繕等のタイミングをとらえて、合併処理浄化槽への転換を図ることとしています。ご指摘のように、より前倒して進められることが望ましいと考えますが、財政事情等を考慮すると困難な状況です。</p>
4	<p>市町村設置型浄化槽整備事業（環境省の補助事業）の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が浄化槽の設置・維持管理の主体となり、住民からの分担金や使用料により事業費を賄うものである。人家連坦地域で合併処理浄化槽の設置困難なところでは何世帯かの汚水を処理する共同浄化槽で整備することも可能である。この場合、袋小路等の通行の極端に少ない市道、公園、緑地等の公有地の地下なんかも使えるのではないか。 ・市管理施設の単独から合併処理浄化槽への転換にも、環境省の補助金を充てられる。 	<p>市町村設置型浄化槽整備事業の導入については、個人から使用料をいただき浄化槽を設置・運営していくこととなりますが、個人設置に比べて費用負担が大きくなる可能性があることから、まずは他都市の状況や両者のメリット・デメリットなどを、調査研究したいと考えています。</p>
5	<p>市街化区域であり都市計画税を納めているにも関わらず、下水道計画がなくなる地域の住民には特段の配慮が必要ではないか。</p>	<p>都市計画税は、汚水処理だけでなく、市街化区域内の街路、公園整備のほか、都市下水路などの雨水対策にも充当されています。</p> <p>市街化区域においては、過去から将来に向けて、市街化区域を一体として総合的に整備、開発、保全するために、長期的な視点で都市計画事業を実施することで、市街化調整区域とは違い、良好な市街地が形成されています。</p> <p>そこで、都市計画税については、税の基本原則である「公平の原則」を踏まえ、当該年度に事業を実施する一部の地域のみを課税区域とするのではなく、「市街化区域」全体を課税対象としています。</p> <p>加茂・加茂名・八万地域等においても、過去、様々な都市計画事業の実施により、良好な市街地が形成されるとともに、今後も、加茂・加茂名・八万地域をはじめ「市街化区域」全体の都市環境の整備や改善には取り組んでいくことから、都市計画税の課税と下水道計画の有無とは別物と考えています。</p>